

事業活動環境配慮制度 Q & A (よくある質問とその答え)

Q 1 省エネ法などの法律に基づき国へ計画書等を提出すれば、市へ改めて提出する必要はありませんか。

A 1 法律と条例とは別のものですので、それぞれ別々に提出することになります。

Q 2 市条例と県条例(広島県生活環境の保全等に関する条例)の関係はどうなりますか。

A 2 県条例では、省エネ法に基づく第一種エネルギー管理指定工場が対象ですが、本市内に設置されている上記の第一種エネルギー管理指定工場に係る計画書等については、県条例の適用除外規定に基づき、本市への提出のみで広島県への提出は不要となります。

Q 3 省エネ法等、既に同様の制度があるのに、なぜさらにこの制度を導入するのですか。

A 3 本市の温室効果ガスの排出量は、基準年度(平成2年度)から概ね横ばいであり、部門別では民生部門が大幅に増加しています。

このため、温暖化対策に関する計画書等の提出・公表や取組に対する評価の実施など、温室効果ガスの削減に向けた、より実効性のある制度の導入が必要であること、また、この制度により、温室効果ガスの排出実態を把握し、より効果的な施策を推進する必要があることから本制度を導入するものです。

Q 4 この制度により、温室効果ガス排出量について削減義務が課されますか。

A 4 本制度は、温室効果ガス排出量について削減義務を課すものではありません。それぞれの事業者の実情等に応じて取組を行っていただき、本市は必要に応じて指導・助言等を行います。

Q 5 フランチャイズチェーン等連鎖化事業者の定義は、省エネ法等と同じ内容ですか。

A 5 同じ内容です。

Q 6 省エネ法による中長期計画書の策定を考慮し、計画期間は3年間ではなく、5年間とすべきではないですか。

A 6 本制度では、温暖化対策に積極的な事業者が社会的に評価されることを目的として、事業者の計画書・実績報告書の公表、取組状況に係る評価の公表等を行うことにしており、これを3年間のサイクルで実施します。

このサイクルをあまり短くすると、事業者の省エネ等に係る計画的な取組が困難になると考えられ、一方で、サイクルを長くし過ぎると、こうした評価・公表による事業者の自主的かつ速やかな取組の促進という点で効果が薄らぐことが考えられます。

また、省エネ法では、中長期計画書で設定する期間の目安が概ね3年~5年程度とされており、これらを踏まえ、本制度の計画期間を3年間としています。

Q 7 削減計画書を提出した後に、対象規模未満になった場合、実績報告書の提出等は不要となりますか。

A 7 計画期間中にエネルギー使用量等が条例の対象規模未満となった場合でも、エネルギー使用量等は気候要因や景気の動向等により変動することや、市民に公表した削減計画書に基づく対策等の実施状況をフォローする意味から、計画期間（3年）の終了年度分まで報告書を提出していただくことになります。

Q 8 営業車両等で使用したエネルギー（揮発油・軽油）はエネルギー使用量の算入の対象となりますか。

A 8 主に事業所^(注)の敷地外で走行する自動車等の移動体のエネルギー使用量は対象外となりますが、事業所の敷地内のみを走行する移動体（例えば構内専用フォークリフト）のエネルギー使用量は算入の対象となります。

（注）本制度では継続的に事業活動を行っている所を「事業所」といいます。例えば、工場も「事業所」に含まれます。（以下のQ & Aにおいても同様です。）

Q 9 工事現場で使用したエネルギーは、エネルギー使用量の算入の対象となりますか。

A 9 工事現場、マンション販売のための仮設展示場、仮設興行小屋（サーカス小屋、劇団小屋）等といった、特定の区画において継続的に事業活動を行う事業所に該当しないものについては、算入の対象外となります。

なお、常設の住宅展示場は、算入の対象となります。

Q 10 ある事業者（A事業者）の事業所内において、製造ラインの一部工程や社員食堂に関する業務を他事業者（B事業者）に委託している場合、当該業務に係るエネルギー使用量は、どちらの事業者が算入しますか。

A 10 当該業務の運営・管理はA事業者の責任の下行われていると考えられ、かつ、B事業者の事業所とはいえないことから、当該業務に係るエネルギー使用量はA事業者が算入します。

Q 11 LPガスの使用量の報告に当たって、t（トン）の単位を用いることになっていますが、供給業者からの検針票等に m^3 （立方メートル）の単位で表示されている場合、どのようにしてt（トン）に換算しますか。

A 11 LPガスを m^3 （立方メートル）からt（トン）に換算する際の係数は、供給事業者に確認した係数を用いて換算します。なお、係数の確認が困難な場合は、以下の数値を用いて換算することもできます。

種類	1 m^3 当たりの t（トン）への換算係数
プロパン	1 / 5 0 2 [t]
ブタン	1 / 3 5 5 [t]
プロパン・ブタンの混合	1 / 4 5 8 [t]

Q 12 連結決算対象の子会社などのグループ会社は、計画書等についてどのような単位で提出する必要がありますか。

A 12 子会社などのグループ会社であっても、事業者ごとに法人単位で提出していただくことになります。

Q13 提出義務者について、本社が東京など市外にある場合でも、本社の代表者名で提出するのですか。

A13 本社が市外にある場合であっても、基本的には本社の代表者名で提出していただくことを想定しています。

ただし、委任状の添付により、明確に権限を受任されていることが分かれば、事業所の責任者名で提出できます。

Q14 特定事業者該当しているのに計画書を提出しない場合、ペナルティーを科せられるのでしょうか。

A14 市は本制度の実効性を確保するため、条例に基づき次の措置を行うことができます。

- ・必要な指導及び助言、報告又は資料の提出要求
- ・事業所等への立入調査
- ・違反した者に対する勧告、勧告に従わないときは、違反者の氏名等の公表